

令和6年度福島県公債管理特別会計予算

令和6年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,682,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		225,480
	1 財 産 運 用 収 入	225,480
2 繰 入 金		45,857,374
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,231,894
	2 基 金 繰 入 金	21,625,480
3 県 債		28,600,000
	1 県 債	28,600,000
歳 入	合 計	74,682,854

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		74,682,854
	1 公 債 費	74,682,854
歳 出 合 計		74,682,854

令和6年度福島県土地取得事業特別会計予算

令和6年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,650,211
	1 財 産 運 用 収 入	211
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,300,212

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基 金 管 理 費		212
	1 基 金 管 理 費	212
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000
3 繰 出 金		1,650,000
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000
歳 出 合 計		3,300,212

令和6年度福島県国民健康保険特別会計予算

令和6年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176,852,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		45,875,628
	1 負 担 金	45,875,628
2 国 庫 支 出 金		51,417,182
	1 国 庫 負 担 金	30,432,540
	2 国 庫 補 助 金	20,984,642
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		59,795,670
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	59,795,670
5 共 同 事 業 交 付 金		391,262
	1 共 同 事 業 交 付 金	391,262
6 財 産 収 入		872
	1 財 産 運 用 収 入	872
7 繰 入 金		15,695,407
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,715,407

款	項	金 額
	2 基 金 繰 入 金	4,980,000
8 繰 越 金		3,534,940
	1 繰 越 金	3,534,940
9 諸 収 入		141,359
	4 雑 入	141,359
歳 入 合 計		176,852,320

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		92,282
	1 総 務 管 理 費	79,249
	2 運 営 協 議 会 費	478
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	12,555
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		136,361,556
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	136,361,556
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		26,876,488
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	26,876,488
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		93,458
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	93,458
5 介 護 納 付 金		7,857,759
	1 介 護 納 付 金	7,857,759
6 病 床 転 換 支 援 金 等		595
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	595

款	項	金 額
7 共 同 事 業 拠 出 金		468,840
	1 共 同 事 業 拠 出 金	468,840
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		180,000
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	180,000
9 保 健 事 業 費		171,614
	1 保 健 事 業 費	171,614
10 基 金 積 立 金		872
	1 基 金 積 立 金	872
12 諸 支 出 金		3,748,856
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,676,038
	2 市 町 村 助 成 金	72,818
14 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出	合 計	176,852,320

令和6年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,265千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,220
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,220
2 繰 越 金		137,496
	1 繰 越 金	137,496
3 諸 収 入		58,549
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	58,431
	3 雑 入	117
歳 入 合 計		201,265

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		201,265
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	201,265
歳 出 合 計		201,265

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	令和 7 年 度 か ら 令和 10 年 度 ま で	7,920

令和6年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

令和6年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ244,407千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		7,640
	1 繰越金	7,640
3 諸収入		236,767
	2 貸付金元利収入	236,752
	3 雑収入	15
歳 入 合 計		244,407

歳 出		(単位千円)	
款	項	金	額
1 中小企業高度化資金貸付事業費			235,751
	1 中小企業高度化資金貸付事業費		235,751
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費			8,656
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		8,656
歳 出 合 計			244,407

令和6年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

令和6年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			244
	1 繰入金		3
	2 繰越金		160
	3 諸収入		81
2 業務勘定収入			1,234
	2 繰越金		153
	3 諸収入		1,081
3 就農支援資金貸付勘定収入			3,047
	2 繰越金		2,031
	3 諸収入		1,016
歳 入	合 計		4,525

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		4,525
	1 貸 付 勘 定	244
	2 業 務 勘 定	1,234
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	3,047
歳 出	合 計	4,525

令和6年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,746千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		258,707
	1 繰越金	252,627
	2 諸収入	6,080
2 業務勘定収入		2,039
	1 繰入金	529
	2 繰越金	1,508
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		260,746

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		260,746
	1 貸付勘定	258,707
	2 業務勘定	2,039
歳 出 合 計		260,746

令和6年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		78,999
2 業務勘定収入			912
	1 繰入金		210
	2 繰越金		700
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,912
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	912
歳 出 合 計		79,912

令和6年度福島県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,933,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1 負 担 金	2
2 使 用 料 及 び 手 数 料		506,740
	1 使 用 料	506,740
3 財 産 収 入		1,080,703
	1 財 産 売 払 収 入	1
	2 財 産 運 用 収 入	1,080,702
4 繰 入 金		1,485,819
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,485,819
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		168
	1 雑 入	168

款	項	金額
7 県債		859,700
	1 県債	859,700
歳入合計		3,933,133

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		3,589,751
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,001,326
	2 荷 役 機 械 整 備 費	1,513,447
	3 上 屋 管 理 運 営 費	39,881
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	35,097
2 相馬港港湾整備事業費		328,332
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	295,349
	2 上 屋 管 理 運 営 費	4,000
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	7,909
	4 荷 役 機 械 整 備 費	21,074
3 中之作港港湾整備事業費		2,895
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,895
4 翁島港港湾整備事業費		12,155
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	12,155

款	項	金 額
歲	出 合 計	3,933,133

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	509,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	349,900			
計	859,700			

令和6年度福島県証紙収入整理特別会計予算

令和6年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,808,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,747,584
	1 証 紙 収 入	2,747,584
2 繰 越 金		61,181
	1 繰 越 金	61,181
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,808,766

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,773,603
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,773,603
2 諸 支 出 金		5,163
	1 証 紙 買 戻 金	5,163
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,808,766

令和6年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

令和6年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		103
	1 財 産 運 用 収 入	103
3 繰 入 金		128,601
	1 一 般 会 計 繰 入 金	77,979
	2 基 金 繰 入 金	50,622
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		257,314
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	257,224
	3 雑 入	89
歳 入	合 計	386,022

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		386,022
	1 奨学資金貸付事業費	386,022
歳 出 合 計		386,022

令和6年度福島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 57,582,810立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 157,761立方メートル |
| (3) 流域関連市町村数 | 13市町村 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の管渠費12,400千円、処理場費3,900千円、資産減耗費2,400千円の財源に充てるため、企業債18,700千円を借り入れる。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	8,720,662千円
第1項 営業収益	4,158,257千円
第2項 営業外収益	4,244,827千円
第3項 特別利益	317,578千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	8,742,705千円
---------------	-------------

第1項 営業費用	8,197,089千円
第2項 営業外費用	228,038千円
第3項 特別損失	317,578千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額772千円は、過年度分損益勘定留保資金772千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,913,422千円
第1項 企業債	408,600千円
第2項 補助金	879,000千円
第3項 出資金	960,220千円
第4項 負担金	665,602千円

支 出

第1款 資本的支出	2,914,194千円
第1項 建設改良費	1,635,470千円
第2項 固定資産購入費	2,045千円
第3項 企業債償還金	1,276,677千円
第4項 国庫補助金返還金	1千円
第5項 還付金及び返納金	1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県中、二本松及び田村処理区）維持管理業務の委託	令和6年度から 令和11年度まで	3,400,000千円
流域下水道（県北及び県中処理区）維持管理業務の委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,510,000千円
流域下水道（汚泥放射能対策）維持管理業務の委託	令和6年度から 令和7年度まで	254,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和7年度	224,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和7年度	535,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和7年度	144,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	407,950千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金		

有形固定資産購入費	650千円		同	上	同	上	同	上	
管 渠 費	12,400千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	同	上	同	上
		2	借入資金	政府資金その他					
処 理 場 費	3,900千円		同	上	同	上	同	上	
資 産 減 耗 費	2,400千円		同	上	同	上	同	上	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 216,480千円

令和6年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数 | 66件 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 321,636,540立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 881,196立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,108,645千円
第1項 営 業 収 益	2,787,511千円
第2項 営 業 外 収 益	293,831千円
第3項 特 別 利 益	27,303千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,938,029千円
第1項 営 業 費 用	2,770,207千円

第2項 営業外費用 115,687千円

第3項 特別損失 52,135千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,498,685千円は、過年度分損益勘定留保資金1,498,685千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,237,007千円

第1項 企業債 2,237,000千円

第2項 国庫支出金 1千円

第5項 工事負担金 2千円

第6項 固定資産売却代金 2千円

第7項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 3,735,692千円

第1項 建設改良費 2,804,152千円

第2項 企業債等償還金 931,539千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小名浜ポンプ場管理費	令和7年度	80,000千円
管路劣化診断・中長期計画更新事業費	令和7年度	60,000千円
鹿島線配水管撤去事業費	令和7年度	45,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設改良費	2,237,000千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
		2 借入資金		
起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、522,297千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 288,189千円 |
| (2) 交際費 | 200千円 |
| (3) 児童手当 | 1,710千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和6年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

企業債の償還 737,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益 720,004千円

第2項 営業外収益 720,003千円

第3項 特別利益 1千円

支 出

第1款 地域開発事業費用 10,480千円

第1項 営業費用 10,078千円

第2項 営業外費用 401千円

第3項 特別損失 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額737,000千円は、過年度分損益勘定留保資金31,021千円及び当年度分損益勘定留保資金705,979千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 737,000千円

第1項 企業債等償還金 737,000千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,820千円

(2) 児童手当 480千円

令和6年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		458床
一 般 病 床		306床
精 神 病 床		148床
感 染 症 病 床		4床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年 間 患 者 数	61,819人
	1 日 平 均 患 者 数	169人
外 来 患 者	年 間 患 者 数	121,252人
	1 日 平 均 患 者 数	499人
(3) 建 設 改 良 事 業		697,112千円
既 設 病 院 整 備		22,483千円
資 産 購 入		484,048千円
雑 支 出		1千円

県立病院新改築事業 190,580千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 9,838,509千円

第1項 医業収益 3,488,537千円

第2項 医業外収益 5,555,847千円

第3項 特別利益 794,125千円

支 出

第1款 病院事業費用 9,086,476千円

第1項 医業費用 8,925,875千円

第2項 医業外費用 146,762千円

第3項 特別損失 13,839千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 1,597,012千円

第1項 企業債 243,100千円

第2項 負担金 934,969千円

第3項 補助金	416,611千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	171千円
第5項 雑収入	2,161千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,597,012千円
第1項 建設改良費	697,112千円
第2項 企業債償還金	897,740千円
第3項 県立病院施設整備基金積立金	2,160千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宮下病院訪問看護事業等用公用車リース	令和7年度から令和8年度まで	660千円
宮下病院エレベーター保守点検業務委託	令和7年度から令和10年度まで	2,376千円
宮下病院X線TVシステム保守点検業務委託	令和7年度から令和8年度まで	3,960千円
ふたば医療センター附属病院運営事業	令和7年度から令和10年度まで	5,968千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
既設病院整備費	2,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債	年10%以内	起債日から30年以内（据置期間を含

券発行
債券の発行価格
は、知事が定め
る。

2 借入資金 政府資金その他

(ただし、
利率見直し
方式で借り
入れる政府
資金につい
て、利率の
見直しを行
った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

む。)の期間において資金の融通条
件及び知事の定めるところにより償
還する。ただし、事業会計の都合に
より繰上償還をし、償還年限を短縮
し、又は借換えをすることができる
ものとする。

資産購入費	117,500千円	同	上	同	上	同	上
県立病院 新築事業費	123,200千円	同	上	同	上	同	上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,050,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,518,175千円

(2) 交 際 費

833千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、
県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、875,285千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、626,533千円と定める。